

# 2020年度千葉県帯同審判員の資格確認等（コロナウイルス対策で）

2020年8月22日 千葉県サッカー協会第4種委員会

審判部長 山中吉一

## 1 審判員の資格確認について

- (1) 審判証は、【電子登録証】が運用されています。審判証を携帯していない場合でも、この電子登録証が提示でき資格が確認できるのであれば、審判をしていただくことができます。また、審判証は、2020年度のものであり、「写真」が貼付されていること。写真の無い方については、運転免許証等での確認をお願いします。
- (2) 2017年度から『帯同審判員の審判割当限定のきまり』が正式に運用されています。審判員から提示された「レフェリーズダイアリー」（レフェリーズノート）の講習会受講記録の欄で、2019年度に実技講習会を受講しているかを確認してください。受講印の代わりに、帯同審判認定の印あるいは千葉県審判インストラクターか千葉県各ブロック審判部員の印かサインがあるものについては、認められます。
- (3) その年度内または、前年度に取得（新規登録）した者については、原則、帯同審判員となることはできませんが、上記（2）の実技講習会受講または、チーム代表者が次の**AまたはBの方法**で手続きをすることで認められます。また、**実技講習会を受講できなかったすべての審判員についても、以下の方法を可としています。**
  - A 千葉県審判部長に許可申請書を提出し、千葉県審判部長が決定する。許可申請書記載にあたっては、「申請日を起算として、過去1年間の試合数が20試合を超えていること、かつ主審を10試合以上経験していること」（必須）
  - B 千葉県各ブロック審判部員（千葉県審判部長の指名するもの）の認定審査を受け、合格し、レフェリーズダイアリーまたは、レフェリーノートの受講員欄の認定担当審判部員の印またはサインを要す。（認定は2試合以上の実技を以て判断される）
- (4) 千葉県サッカー協会審判委員会割当部から派遣割当を受けている**3級審判員**については、原則として、千葉県審判部長への届け出により認められています。
- (5) **1級・2級審判員**については、審判証の提示だけで割当を受けることができます。

## 2 2020年度の帯同審判員の特別指針（きまり）について

上記の事柄が、「千葉県大会におけるチーム帯同審判員の割当に関するきまり」ですが、今回の「新型コロナウイルス感染症対策」を受けて、2020年2月以降、新規、実技更新講習会、認定審査会等が中止となりました。そのため、2020年度は、**特例として2018年度の実技講習会受講印でも「帯同審判」として認めることとします。**

- 3 今後、1-(3)B 千葉県各ブロック審判部員における認定審査会の開催を増やしていき、実技更新講習会からのシフトを行っていきたいと思いますので、御協力お願いいたします。

\* 1-(3)A の許可申請や B 認定審査会の開催等については下記まで御連絡を、また、判断のつかない事柄や不明な点が生じた場合は、山中まで御連絡ください。

**\* 2020年度は移動を伴わない「eランニング」等での更新も可とします。なお、各ブロックや市町協会等で認定審査会の開催ができるよう配慮をしますので、御相談ください。**

<連絡先> 山中吉一（やまなかよしかず）：携帯電話 **080-1342-9128**

<申請書等の送付先> 〒290-0221 市原市馬立1176-3